

## 偉人名言集

### Life is never completely without its challenges.

(挑戦なくして、人生は完全なものにならない)

スタン・リー

マーベル・コミックの巨匠、スタン・リーは昨年11月に御年95歳で逝去しました。

スタンは1961年、漫画家ジャック・カービーと共に『ファンタスティック・フォー』を創刊し、その後もX-MENやスパイダーマンなど数多くのスーパーヒーローを生み出しました。彼が創造したヒーロー達の中には、初のアフリカ系やアジア系、強い女性ヒーローも存在します。彼らは万能な存在ではありません。時には偏見や社会の疎外に苦しみ、何より私たちと同じように葛藤を持つ姿に自然と自身を重ねることができます。

彼の作品は今でも世界中の人々に勇気を与え続けていますが、映画製作はスタンにとって何よりの楽しみでした。挑戦し続けることで仕事の枠を超えて、生き甲斐を得ることできるということを彼の姿から学ぶことができます。

## TOPICS トピックス 社労士法人より

### 弊社営業セミナーを開催いたしました。

5月23日(木)と6月6日(木)の2日にわたり、弊社会議室にてセミナーを開催いたしました。

初回は社会保険・労働保険の仕組みから適用関係の実践的な手続き方法等について解説をし、2回目では従業員の方が万が一、病気や怪我をしてしまった場合に対する保障に関する給付手続きについて解説しました。

2回にわたり、人事労務部門として日々発生する人事労務手続き実務の基礎を学ぶ内容となり、両日ともご参加いただいた皆様からご好評をいただきました。

お忙しい中ご参加いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

以下はご参加いただいた皆様の感想です。

- 具体的な資格取得の条件等を説明して頂きわかりやすかった。
- 年度更新、算定など年に1度の業務は忘れやすいが、細かい補足が役立った。
- 給付がいつ受けられるか社員からの問合せ対応に活用したい
- 講座を聴くだけでなく、問題を考える時間があり理解が深まった。

弊社では定期的にお客様向けの無料セミナーを実施しております。ご興味のあるセミナーがございましたら是非ご参加ください。皆様のご参加をお待ちしております。



税理士  
内藤 克

## エストニア視察で感じたこと

4月中旬に税理士グループの研究会で、e-fileが導入されて税理士会計士が消滅したという噂のエストニアに視察に行きました。目的はもちろん「データのクラウド化による一元管理」です。

ヘルシンキ経由で約10時間かけて到着したエストニアの首都タリンは、古城を中心とした旧市街の美しい観光地でもありましたが、この国は古くから近隣諸国に占領され（ドイツ、ロシア、デンマーク、ソ連など）そのたびに国は統治不可能に陥り、再建するのに苦労してきた歴史があることも知りました。

エストニアは1991年のソ連崩壊により本格的な独立を果たしましたが、いつまた侵略されるかわからない環境に置かれている限り「国は滅ぼされても市民を統治できていけば再建は可能」という考えのもとにデジタル立国への道を進むことになりました。国民と国がオンラインでつながっていれば道路や橋を破壊されてもまた一緒になれるということです。

また人口130万人が青森県ほどの面積に分布しているため、インフラ整備から始めたのでは予算が足りないとい

う理由も若い政治家たちを「リスク覚悟でIT化する」という強い志へ導いたのでしょう。現に2007年のロシアによる大規模なサイバー攻撃時にも、あきらめるのではなくダメージコントロールして質を高めたという話を聞いて頼もしい、そしてパソコンに触れたことのない大臣のいる国では無理だと感じてしまいました。

e-fileやe-governmentについては、「Once only」というテーマのもと国民に対してデータ入力を一回だけしかお願ひしないというルールが徹底されているのには感心しました。

日本と違い、一度入力すれば政府が管理しているクラウドサーバー（国内ではなくルクセンブルグにある）に各省庁はそこにアクセスし情報を入手できるため、小さな政府の実現が可能となっています。

結局、e-fileで税理士会計士が消滅したわけではなく、当初からそのような職業（司法書士、社労士、行政書士）は存在しなかった、しなくてもいい仕組みであったというのが事実のようです。

※e-governmentについては最終ページで補足しています。

## 実は明るい日本の雇用

「長時間労働」「休日が少ない」から始まり「仕事なくなる」などの常套句と共に日本全体がネガティブな雰囲気であふれている気がします。ネット社会ではネガティブな事柄の方が盛り上がりやすいために、まるでそれが事実のように広まってしまいます。さらにそれを煽るようなマスコミでの取り上げ方もネガティブな空気が広がる理由の一つでしょう。

しかし実際はどうでしょうか。例えば、就職氷河期と言われ、就職が難しい時代がありました。しかし今年2月の総務省の統計によると、2018年完全失業率は平均2.4%で、8年連続の低下。就業者は6年連続で増加しています。就業率は上がり、雇用者は増えているのに有効求人倍率は1.63倍。働くところはたくさんあります。女性もどんどん社会に出ていて、ここ10年間で増加した就労者の内の7割は女性で、64歳以下の女性の就業率も70%まで伸びています。待機児童の問題も日進月歩で改善しています。「一億総活躍社会」という政府の掲げる目標は個別の問題点はまだまだあるものの、一定の成果は出ていると言えますのではないのでしょうか。

さらに積極的に外国人を雇用する動きが盛んですが、求人倍率から考えれば仕事が奪われ、なくなるわけではありません。AI活用やRPA化による仕事内容の変化は考えられますが、全体最適で考えると雇用情勢はよくなっていると言えるでしょう。

働く環境も確実に良くなっています。この事実に向けるべきではないでしょうか。

ただし「Enjoy Work」出来ているかは別の問題で、個人の「働きがい」を高めなければなりません。その解決策として働き方改革がスタートしています。

働き方改革の主眼は労働時間の削減ではなく、健康な働き方を推し進め、「働きがい」を高めていくという点にあります。ワークライフバランスを改善し、メンタルヘルスを整え、イキイキと働く社員を増やすことです。

雇用情勢や働く環境だけではなく少子高齢化、公的年金運用損による将来への不安など、懸念すべきことは多くありますが、現状は決して悪くない。暗い未来ばかりではありません。こんな視点で日本を見ても重要なのではないのでしょうか。



司法書士  
西田 誠

## 2019年7月1日施行の改正相続法（その2）

今回は2019年7月1日から施行される改正相続法のうち、(1) 遺留分侵害額請求権の新設と(2) 特別寄与者の金銭の支払請求について説明します。

### (1) 遺留分侵害額請求権

改正前民法では、遺贈又は贈与の目的物が特定物である場合には、遺留分減殺請求によって、遺贈又は贈与は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者又は受贈者が取得した権利は、その限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属するとされてきました。たとえば、不動産の遺贈や贈与があった場合に遺留分減殺請求をすると、侵害する限度で不動産そのものを取り戻すことになるので、遺留分権利者と受遺者が不動産を共有することになります。このような状況では円滑な事業承継が困難となったり、共有関係を解消をめぐって新たな紛争を生じさせることになっていました。

そこで改正後民法では、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生すること

とされました。これを遺留分侵害額請求権といいます。遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権になったことで、不動産の遺贈や贈与があった場合に遺留分の権利行使をした場合でも、不動産の一部ではなくて金銭によって返還を受けられることになりました。

### (2) 特別寄与者の金銭の支払請求

共同相続人の中に被相続人の財産の維持、増加に特別の寄与をした者がいる場合に、この特別の寄与を考慮して、寄与分が認められています。しかし、例えば長年、義理の両親の介護をしてきた長男の妻は相続人ではないので、その寄与分が認められていませんでした。そこで、改正後民法では、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務を提供したことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族に、その寄与に応じた額の金銭の支払いを請求することができる制度が設けられました。

## 新しい経営管理手法としての「健康経営」

2月21日に経済産業省が3年目となる「健康経営優良法人」、いわゆる「ホワイト500」を発表しました。2019年は、821の「大規模法人」、2503の「中小規模法人」が認定されています。「健康経営優良法人」になると、地域銀行から資金調達などを容易にする制度などが整備されています。

「健康経営」とは、戦略・計画的に働く人の健康管理に取り組む新しい経営管理手法です。働く人がより健康になることで個人の「生産性」の向上、「会社の利益」アップ、その結果「離職率の低下」が期待できます。また「企業イメージアップ」により「優秀な人材の確保」が出来て企業価値の向上が図れるのです。

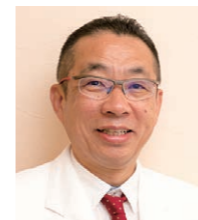
さて休職や欠勤、遅刻、早退など、社員が不在で有る状態を「アブゼンティズム」と呼びます。一方出社しているにも関わらず、低い作業効率、判断力、決断力が低下している状態を「プレゼンティズム」を呼びます。米国ではプレゼンティズムのために年間1500億ドル(約15兆円)の社会的損失が出ていると言われています。

社員の生産性が低いと指摘されているこの日本ではさらに深刻な問題とも言えるでしょう。

健康への「投資」は、医療費などの「費用」の3倍投資効果があるとされています。これまで健康管理は社員個人の問題とされてきました。しかし会社にとっても「将来に向けた投資」と考えるべき時代になっています。

企業の担当者にとっては、「健康経営なんて」という声もあるかもしれませんが。しかし21世紀に発展する企業造りという面からは、中長期的な視点で「健康経営」に取り組む必要がありますね。

当院はアーク&パートナーズの顧客様への医療・産業保健支援を行っています。8割の患者様がビジネスパーソンで、患者様の心身の治療に加えて、それぞれの企業レベルでの産業保健、健康経営の支援を行っています。ご気軽にご相談下さい。



ベスリククリニック  
院長  
田中 伸明

## ■ 新入社員紹介 アーク&パートナーズの新しい仲間を紹介します!

### 宮村 由紀

所属:社労士法人

入社年月日:平成31年4月1日



### 佐藤 彩乃

所属:社労士法人

入社年月日:平成31年4月1日



### 木下 翼

所属:社労士法人

入社年月日:平成31年4月1日



#### ① 入社のきっかけを教えてください

能力が限定されないよう、広く対応できる能力を身に着けることのできる会社に入社したいと考えていました。ここでの面接を通し、時代の変化に柔軟に対応できる考えや対応力を得ることができる、と思い、入社を決めました。

#### ② 意気込みを!

先輩から教えていただくことや日々の業務を通じ、1日も早く戦力になれるように沢山のことを吸収し頑張ります。宜しくお願いします。

#### ① 入社のきっかけを教えてください

社会保険をはじめ人事コンサルティング等の多岐にわたる業務を経験でき、他の専門領域をもつ専門家集団との連携も密な点です。また、研修等の社員教育も充実しており、新卒社員でも安心して働くことが出来る点です。

#### ② 意気込みを!

弊社を“日本一”の社会保険労務士法人にするんだという熱い気持ちを持ちながら、自分に足りないものを俯瞰し、精進致します。そして、プロフェッショナルとして時代とお客様のニーズに合った高付加価値を提供して参ります!

#### ① 入社のきっかけを教えてください

幼い頃より法律や規則規範に携わる仕事に憧れており、その結果士業を志しました。その中でも説明会やインターンシップを通して、これからの時代に対応した上で自分が成長できる環境が整っていると感じたからです。

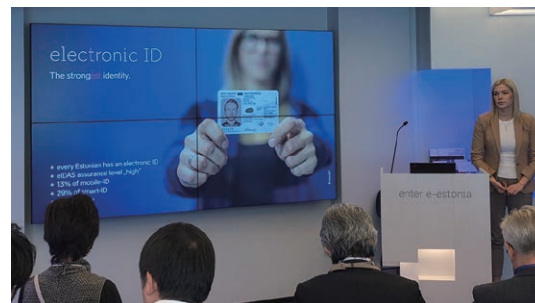
#### ② 意気込みを!

入社して間もないですが、自分の未熟さを痛感し、さらに成長したいと強く思います。先輩方に一刻も早く追いつけるよう常に考え続け行動してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

## ■ エストニアe-governmentの仕組み(続き)

- ◆ E-fileでの共有情報は、家族、医療、雇用、事業、資格、教育、財産
- ◆ 生まれた瞬間にマイナンバーが附番(名前より先)
- ◆ 出生届、死亡届など各種届は2分で完了(基本は2分がウリ)
- ◆ データへのアクセスはすべて記録が残り、不正アクセスは重刑が科されて仕事を失うことになりかねないため意外に少ない
- ◆ オンラインで行えない手続きは「結婚」「離婚」「不動産売買」でこれは公証役場で行う
- ◆ 2001年にはXロード(プラットフォーム、バージョンを超えて活用できる)を導入
- ◆ 契約書の署名は電子署名であるため、1日たりとも遡りはできない
- ◆ 薬局では自身のIDで薬を受け取れる(電子カルテ→電子処方箋→調剤→処方)
- ◆ e-justice導入で裁判日数が5年間で1/3に短縮された(日本では検察官が裁判官に膨大な書類を風呂敷に包んで届ける)

- ◆ 法人税の計算は配当時に20%課税するだけでそれまでは課税されない(損金益金という概念なし)
- ◆ 企業情報に国民は無料(一部有料)でアクセスできるので調査会社は存在しない
- ◆ 世界初の電子投票を行ったのもエストニア
- ◆ 道行く女性は全員美しかった(本題とは無関係)



<編集発行>



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階  
 税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534  
 社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541  
 司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534  
<http://www.s-arc.com>

税理士法人・社労士法人は  
 Facebookにて  
 最新情報をお届けしております。



いいね! お待ちしています!

